○　○　○　○　運　営　規　程

運営規程の記載例

事業所名

* あくまで参考例としてお示しするもので、名古屋市生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準第21条に規定されている項目（以下第１条から第５条に規定されているものと同じ）が網羅されていれば、任意の形式で作成いただいて結構です。

（配食サービスの実施目的及び運営の方針）

第１条

名古屋市介護保険特別給付として行う生活援助型配食サービスについては、食事の配送及び安否の確認を通じて、配食サービスの利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、援助することを目的とする。また、サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、食事の受け渡しの際には、利用者に直接手渡しを行う等により安否確認を行うこととする。

（事業所の名称等）

第２条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称　　　○　○　○　○

②所在地　　○　○　○　○

（従業者の員数及び職務の内容）

第３条

生活援助型配食サービスに従事する従業者は、以下のとおりとする。

管理者　　　1名　　　　従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

調理員　　1名以上　　　食事を調理する。

配達員　　1名以上　　　食事を配達するとともに、安否確認を実施する。

（営業日及び営業時間）　[営業日の代わりに休業日を設定することも可]

第４条

生活援助型配食サービスの営業日（休業日）及び営業時間は、以下のとおりとする。

営業日（休業日）　　　○○○、○○○　・・・

営業時間　　　　　　午前○○時～午後○○時

（食事の内容、料金及び利用料その他の費用の額）

第５条

生活援助型配食サービスにおける食事の内容及び料金は、以下のとおりとする。なお、下記食事代の他に、配食サービス費（200円）に介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額を別途徴収する。

|  |  |
| --- | --- |
| 普通（一般）食 | 円 |
| * ○　　　食 | 円 |

（通常の事業の実施地域）

第６条

生活援助型配食サービスにおける通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ○○区 | 全域 |
| ○○区 | ○○町、○○町　・・・ |

（秘密保持）

第７条

秘密保持の確保については、以下のとおりとする。

①従業者は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持する。

②従業者であった者に、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（事故発生時の対応）

第８条

事故が発生した場合の対応については、以下のとおりとする。

①食中毒の事故が発生した場合は、速やかに全利用者に連絡するとともに、保健所等関係機関の指示に従う。

②配送中の交通事故が発生した場合は、予め待機している予備車両等により配送を確保するとともに、警察等関係機関の指示に従う。

（　○　○　○　）

第○○条

事業所独自で運営規程に記載したい事項があれば、条項を設けて記載してください。

附　則　　この規程は、　　　年　月　日から施行する。